

## 第 4 部 第 7 期米子市障がい福祉計画・ 第 3 期米子市障がい児福祉計画

### 1 概要

---

#### (1) 法的根拠

##### ① 第 7 期米子市障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。

##### ② 第 3 期米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、障がい児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。

これら二つの計画は、それぞれの法律で一体のものとして作成できるとされていることから、一体のものとして作成します。

#### (2) 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

## 2 作成する目的・基本的な考え方

---

第7期米子市障がい福祉計画及び第3期米子市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障害児通所支援等の提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制などについて、計画的に実施していくために定めるものです。

基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、障がい福祉計画等の作成に当たっては、米子市の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本市の実情を踏まえたものとします。

### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、本人の意思決定を支援することで、障がいのある人が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の18歳以上の者並びに障がい児とします。

### (3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいがある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を、地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、医療的ケア児<sup>1</sup>など専門的な支援を要する者に対して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が共通の認識のもと、包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築に向けた取組等を計画的に推進します。

その際、米子市地域福祉計画に基づき、身近な地域において、分野横断的かつ包括的な

---

<sup>1</sup> 医療的ケア児／医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。

相談・支援を行う相談支援体制の整備を行うとともに、属性を問わない包括的な支援体制として重層的支援体制整備事業を推進します。

## **(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援**

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

加えて、医療的ケアが必要な児童が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が共通理解のもとで包括的な支援を行う体制整備を進めます。

## **(6) 障がい福祉人材の確保・定着**

障がいのある人の重度化や高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着が必要です。

その実現のため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進を図るとともに、障がい福祉の働きがいなどの積極的な周知・広報等に取り組みます。

## **(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着**

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえる必要があります。

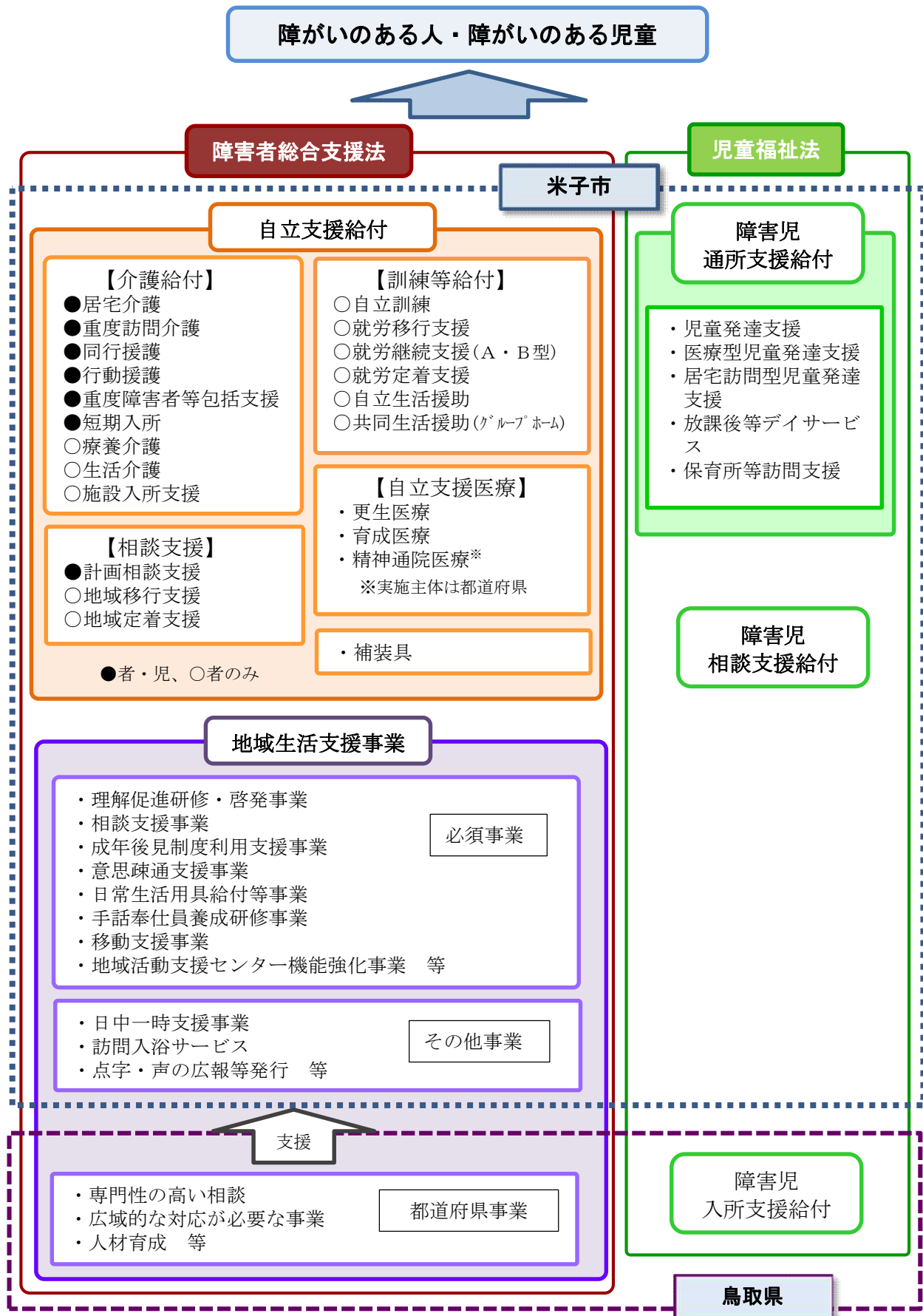
特に、「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」が平成30年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」が令和元年に施行されたことを踏まえ、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現と、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ります。

### 3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系

#### (1) 体系図



## (2) 鳥取県西部障害者自立支援協議会との連携

障がい福祉計画等に掲げた目標値を達成するためには、地域全体で障がいのある人や障がいのある児童を支える体制を構築する必要があります。

鳥取県西部圏域では、平成 20 年に鳥取県西部圏域の 9 市町村共同で「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を設置し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークを構築し、圏域での障がい福祉サービスの提供体制の整備及び支援体制の充実に取り組んでいます。

一方、構成する各市町村の取組の内容や地域性による課題の違いも生じていることから、本市及び日吉津村における障がい福祉サービス等の整備と支援体制の充実にを図ることを目的に、令和元年度に「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」を設置しました。

今後は、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会における取組を中心としながら、圏域での協議会とも連携し、情報や課題の共有を図ることで、本市における障がい福祉サービス等の支援体制の整備を進めます。

## 4 3年後(令和8年度)の目標値の設定

国の基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、次のことについて令和8年度末の目標値を定めます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設を退所し地域での生活に移行される方の人数と、令和8年度末における施設入所者の人数について目標値を定め、施設入所者の地域生活への移行に必要な地域での支援体制の整備などの取組を進めます。

#### ① 国の基本指針の成果目標

- 施設入所者数（令和4年度末時点）の6%以上を地域生活へ移行する
- 施設入所者数（令和4年度末時点）の5%以上を削減する

#### ② 本市の目標値

	令和8年度末の目標値	
	地域生活への移行者数	施設入所者数の削減
令和4年度末	9人	8人
施設入所者数 150人	(6%)	(5.3%)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度における目標値を定め、その達成のため、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。

精神病床からの退院については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて地域移行の取組を鳥取県や医療機関、関係事業所とともに進めており、退院可能な状態にある方について働きかけや地域での生活のために必要な支援体制の整備や障がいに対する理解を深めるなどの取組を引き続き進めます。

### ① 国の基本指針の成果目標

#### ア 精神障がい者の地域での生活日数

精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。※入院後1年以内に退院した人に限る。

#### イ 精神病床における1年以上長期間入院患者数

精神病床に1年以上入院している長期入院患者数を、国が定める算出方法により算出した人数とする。

#### ウ 精神病床における早期退院率

入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとする。

○入院後3か月時点	68.9%以上
○入院後6か月時点	84.5%以上
○入院後1年時点	91.0%以上

### ② 本市の目標値

#### ア 精神障がい者の地域での生活日数

令和8年度における、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域（鳥取県）における平均生活日数を325.3日以上とする。（入院後1年以内に退院した人に限る。）

※当該目標値の実績は、鳥取県全体のものしか公表されないため、鳥取県障がい福祉計画（策定中）の目標値を準用します。

#### 【参考】

○平成30年度における精神病床からの退院後1年以内の地域（鳥取県）における平均生活日数：325日

## イ 精神病床における一年以上長期間入院患者数

令和8年度における精神病床に1年以上入院している長期入院患者数を次のとおりとする。

65歳未満	58人
65歳以上	97人

※鳥取県障がい福祉計画（策定中）の目標値を踏まえ、本市の目標値を算出しています。

### 【参考】

○鳥取県障がい福祉計画（策定中）の目標値

	入院患者数 (令和4年度)	目標値
65歳未満	252人	248人(98.4%)
65歳以上	548人	393人(71.7%)

○本市の1年以上入院している長期入院患者数（米子市に住所がある者・令和3年度）

	入院患者数
65歳未満	59人
65歳以上	135人

## ウ 精神病床における早期退院率

令和8年度における入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとする。

- 入院後3か月時点 68.9%以上
- 入院後6か月時点 84.5%以上
- 入院後1年時点 91%以上

※当該目標値の実績は、鳥取県全体のものしか公表されないため、鳥取県障がい福祉計画（策定中）の目標値を準用します。

### 【参考】

○鳥取県全体の退院率（平成30年度実績）

入院後3か月時点	62.9%
入院後6か月時点	78.3%
入院後1年時点	86.8%



### (3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）として、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、地域の実情に応じて整備するものです。

#### ① 国の基本指針の成果目標

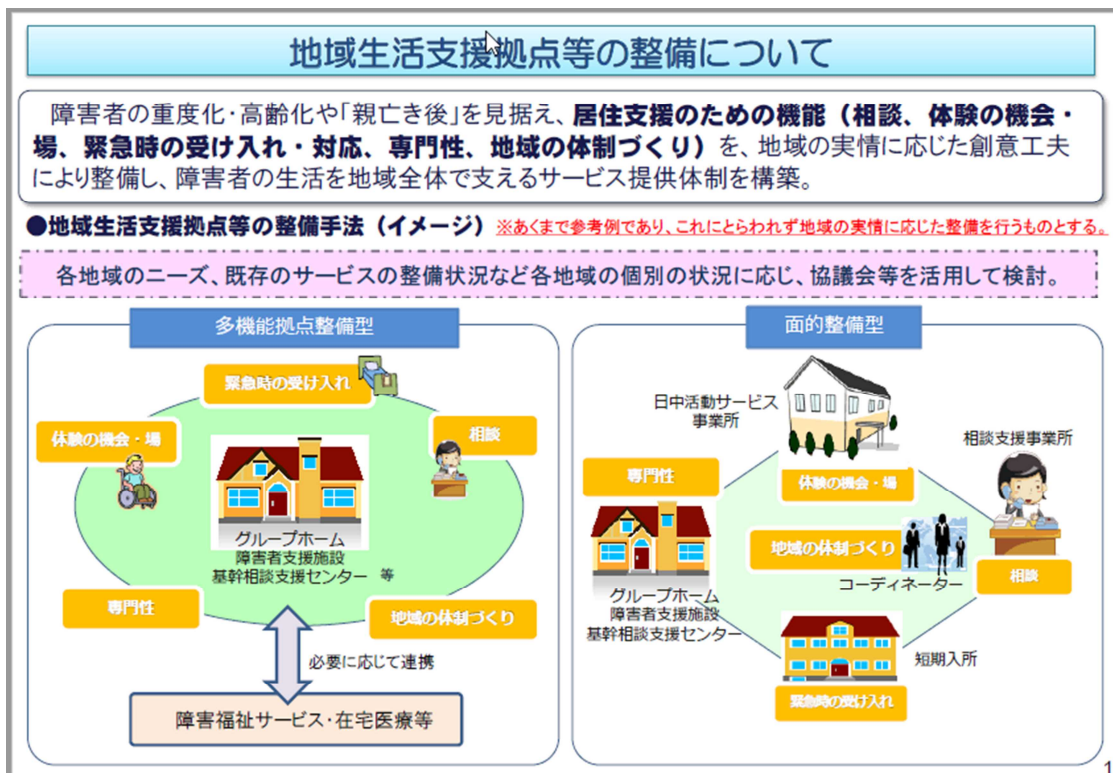
##### ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実【変更】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

##### イ 強度行動障がいのある人への支援体制整備【新規】

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいのある人に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(参考) 国の示す地域生活支援拠点のイメージ図



出典：地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議  
(平成28年12月12日 資料)

#### ② 本市の目標値

## **ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実【変更】**

本市では、令和2年度に地域生活支援拠点を整備しました。

今後、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会において、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行います。

## **イ 強度行動障がいのある人への支援体制整備【新規】**

令和8年度末までに、強度行動障がいのある人に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために、必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

### ① 国の基本指針の成果目標

#### ア 就労移行支援事業所等<sup>2</sup>を通じた一般就労<sup>3</sup>への移行

福祉施設のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の人数を、令和3年度の1.28倍以上とする。

- (内訳)
- 就労移行支援 1.31倍
  - 就労継続支援A型 1.29倍
  - 就労継続支援B型 1.28倍

#### イ 就労移行支援事業所ごとの一般就労へ移行した者の割合【新規】

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

#### ウ 就労定着支援事業の利用者【変更】

就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の1.41倍以上とする。

#### エ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率<sup>4</sup>

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

### ② 本市の目標値

#### ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

	実績	目標値
	令和3年度	令和8年度
一般就労への移行	年間 31人	年間 40人 (1.29倍)

#### イ 就労移行支援事業所ごとの一般就労へ移行した者の割合【新規】

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

<sup>2</sup> 就労支援事業所等／生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業所

<sup>3</sup> 一般就労／一般企業等に就職すること

<sup>4</sup> 就労定着率／過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上87月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

### ウ 就労定着支援事業の利用者【変更】

	実績	目標値
	令和3年度	令和8年度
就労定着支援事業 利用者数	12人	17人 <u>( 1.41倍)</u>

### エ 就労移行支援事業所ごとの利用者の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

## (5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援について、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の整備、医療ニーズへの対応などの支援体制の整備を目指します。

### ① 国の基本指針の成果目標

#### ア 児童発達支援センター<sup>5</sup>の設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。

#### イ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新規】

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

#### ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。（圏域での確保可）

#### エ 医療的ケア児の支援体制の確保

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。（圏域での設置可）

### ② 本市の目標値

#### ア 児童発達支援センターの設置

令和4年度現在、市内に児童発達支援センターは2事業所あります。

#### イ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新規】

令和4年度現在、市内に保育所等訪問支援は3事業所あります。  
児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用し、令和8年度末までに、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

#### ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○児童発達支援事業所

---

<sup>5</sup> 児童発達支援センター／障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

令和8年度末までに少なくとも一つ設置し、身近な地域で利用できる体制の整備を目指します。

○放課後等デイサービス

令和4年度現在、市内に2事業所ありますが、利用ニーズを踏まえ、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

## 工 医療的ケア児の支援体制の確保

○協議の場

令和元年度に、西部圏域で設置しました。

○医療的ケア児等に関するコーディネーター

市内の相談支援事業所等にコーディネーターが配置されています。なお、市役所内には関係課に4名のコーディネーターがいます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ① 国の基本指針の成果目標

#### ア 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化【変更】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同整備を含む。）し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

#### イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

### ② 本市の目標値

#### ア 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化【変更】

平成31年4月に米子市障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制を整備しました。

基幹相談支援センターを中心として、窓口での相談体制を充実させるとともに、米子市総合相談支援センター「えしこに」や地域の相談支援事業所との連携を深め、本市の相談支援の充実と体制強化に取り組みます。

#### イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

鳥取県西部自立支援協議会において、引き続き個別事例の検討を行うとともに、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市職員が障害者総合支援法についての理解を深めるとともに、各事業所が、サービスの提供基準の理解を深め、給付費の適正な請求事務はもとより、適正な運営体制の構築を推進することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

### ① 国の基本指針の成果目標

令和8年度末までに、各市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、下記の取組を行うための体制を構築すること。

- 障害者総合支援法の具体的内容の理解を進めるため、市町村職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修等の受講を推進する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築する。

### ② 本市の目標値

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、下記の取組を行う。

- 市職員は、障がいへの理解だけでなく、障がいのある人への支援についての認識と障がい福祉サービス等への理解を深めるため、相談支援従事者研修など各種の専門的研修について積極的に受講します。
- 過誤請求の具体例等について、サービス提供事業所や相談支援事業所等と共有することにより、サービスの提供基準の理解に基づく、適正な請求事務を促進します。
- 障害福祉サービスの提供実態の把握に努め、適切なサービス提供に資する情報発信等、サービスの質の向上を図るための取組を推進します。